

	MUBK B2AT1 PS-1	MUBK B2AT1 PS-2	MUBK B2AT1 PS-3
1	発行者 三菱UFJ銀行	三菱UFJ銀行	三菱UFJ銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号 (ISIN)	—	—
3	準拠法 日本法	日本法	日本法
3a	その他外部TLAC 調達手段に係る外国法令に準拠する手段		
	規制上の取扱い		
4	2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	その他Tier1 資本に係る基礎項目の額	その他Tier1 資本に係る基礎項目の額
5	2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	非適格	非適格
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三菱UFJ銀行	三菱UFJ銀行
7	銘柄、名称又は種類	第一回第二種優先株式	第一回第四種優先株式
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額		
	連結自己資本比率	—	—
	単体自己資本比率	—	—
9	額面総額	—	—
10	表示される科目の区分		
	連結貸借対照表	株主資本	株主資本
	単体貸借対照表	株主資本	株主資本
11	発行日	2005年2月21日	2006年1月4日
12	償還期限の有無	無	無
13	その日付	—	—
14	償還等を可能とする特約の有無	無	無
15	初回償還可能日及びその償還金額	—	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	—	—
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—	—
	剰余金の配当又は利息の支払		
17	配当率又は利率の種別	固定	固定
18	配当率又は利率	1株につき、年60円	1株につき、年18円60銭
19	配当等停止条項の有無	有	有
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	完全裁量	完全裁量
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無	無
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無	無
24	転換が生じる場合	—	—
25	転換の範囲	—	—
26	転換の比率	—	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—	—
30	元本の削減に係る特約の有無	無	無
31	元本の削減が生じる場合	—	—
32	元本の削減が生じる範囲	—	—
33	元本回復特約の有無	—	—
34	その概要	—	—
34a	劣後性の手段	—	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段又はその他内部TLAC調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	劣後債務	劣後債務
36	非充足資本要件の有無	有	有
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項	実質破綻認定時損失吸収条項

	MUBK B2AT1 PS-4	MUBK B2AT1 SPC-2	MUBK B2AT1 SPC-3
1	発行者	三菱UFJ銀行	BTMU Preferred Capital 9 Limited
2	識別のために付された番号、記号その他の符号 (ISIN)	—	—
3	準拠法	日本法	ケイマン諸島法
3a	その他外部TLAC 調達手段に係る外国法令に準拠する手段	—	—
	規制上の取扱い	—	—
4	2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	その他Tier1 資本に係る基礎項目の額	その他Tier1 資本に係る基礎項目の額
5	2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	非適格	非適格
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三菱UFJ銀行	三菱UFJフィナンシャル・グループ 三菱UFJ銀行
7	銘柄、名称又は種類	第一回第七種優先株式	(シリーズA) 優先出資証券
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	—	—
	連結自己資本比率	—	1,300 億円
	単体自己資本比率	—	1,100 億円
9	額面総額	—	1,300 億円
10	表示される科目の区分	—	—
	連結貸借対照表	株主資本	非支配株主持分
	単体貸借対照表	株主資本	負債
11	発行日	2008年10月31日	2009年7月29日
12	償還期限の有無	無	無
13	その日付	—	—
14	償還等を可能とする特約の有無	無	有
15	初回償還可能日及びその償還金額	—	2020年1月25日：元本全額償還
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	—	税務事由または資本事由：元本全額償還
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—	初回償還可能日以降の配当支払日
	剰余金の配当又は利息の支払	—	—
17	配当率又は利率の種別	固定	固定から変動
18	配当率又は利率	1株につき、年115円	4.520%
19	配当等停止条項の有無	有	有
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	完全裁量	部分裁量
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無	無
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無	無
24	転換が生じる場合	—	—
25	転換の範囲	—	—
26	転換の比率	—	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—	—
30	元本の削減に係る特約の有無	無	無
31	元本の削減が生じる場合	—	—
32	元本の削減が生じる範囲	—	—
33	元本回復特約の有無	—	—
34	その概要	—	—
34a	劣後性の手段	—	契約上の劣後
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段又はその他内部TLAC調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	劣後債務	劣後債務
36	非充足資本要件の有無	有	有
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項	実質破綻認定時損失吸収条項等

※後掲「SPC契約内容」ご参照

※後掲「SPC契約内容」ご参照

	MUBK B2T2-B-1	MUBK B2T2-B-2	MUBK B2T2-B-3
1	発行者 三菱UFJ銀行	三菱UFJ銀行	三菱UFJ銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号 (ISIN) JP358920B4C3	JP358920B571	JP358920D9A4
3	準拠法 日本法	日本法	日本法
3a	その他外部TLAC 調達手段に係る外国法令に準拠する手段		
	規制上の取扱い		
4	2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2 資本に係る基礎項目の額	Tier2 資本に係る基礎項目の額
5	2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	非適格	非適格
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三菱UFJフィナンシャル・グループ 三菱UFJ銀行	三菱UFJフィナンシャル・グループ 三菱UFJ銀行
7	銘柄、名称又は種類	劣後債	劣後債
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額		
	連結自己資本比率	13 億円	32 億円
	単体自己資本比率	13 億円	300 億円
9	額面総額	300 億円	200 億円
10	表示される科目の区分		
	連結貸借対照表	負債	負債
	単体貸借対照表	負債	負債
11	発行日	2004年12月22日	2005年7月22日
12	償還期限の有無	有	有
13	その日付	2019年12月20日	2020年7月22日
14	償還等を可能とする特約の有無	無	無
15	初回償還可能日及びその償還金額	—	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	—	—
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—	—
	剰余金の配当又は利息の支払		
17	配当率又は利率の種別	固定	固定
18	配当率又は利率	2.110%	2.010%
19	配当等停止条項の有無	無	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無	無
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無	無
24	転換が生じる場合	—	—
25	転換の範囲	—	—
26	転換の比率	—	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—	—
30	元本の削減に係る特約の有無	無	無
31	元本の削減が生じる場合	—	—
32	元本の削減が生じる範囲	—	—
33	元本回復特約の有無	—	—
34	その概要	—	—
34a	劣後性の手段	契約上の劣後	契約上の劣後
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段又はその他内部TLAC調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務	一般債務
36	非充足資本要件の有無	有	有
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項	実質破綻認定時損失吸収条項

	MUBK B2T2-B-4	MUBK B2T2-B-5	MUBK B2T2-B-6
1	発行者 三菱UFJ銀行	三菱UFJ銀行	三菱UFJ銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号 (ISIN) JP358920AA96	JP358920AAB9	JP358920BAB7
3	準拠法 日本法	日本法	日本法
3a	その他外部TLAC 調達手段に係る外国法令に準拠する手段		
	規制上の取扱い		
4	2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2 資本に係る基礎項目の額	Tier2 資本に係る基礎項目の額
5	2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	非適格	非適格
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三菱UFJフィナンシャル・グループ 三菱UFJ銀行	三菱UFJフィナンシャル・グループ 三菱UFJ銀行
7	銘柄、名称又は種類	劣後債	劣後債
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額		
	連結自己資本比率	250 億円	123 億円
	単体自己資本比率	250 億円	123 億円
9	額面総額	250 億円	550 億円
10	表示される科目の区分		
	連結貸借対照表	負債	負債
	単体貸借対照表	負債	負債
11	発行日	2010年9月27日	2010年11月12日
12	償還期限の有無	有	有
13	その日付	2030年9月27日	2020年11月12日
14	償還等を可能とする特約の有無	無	無
15	初回償還可能日及びその償還金額	—	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	—	—
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—	—
	剰余金の配当又は利息の支払		
17	配当率又は利率の種別	固定	固定
18	配当率又は利率	2.270%	1.310%
19	配当等停止条項の有無	無	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無	無
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無	無
24	転換が生じる場合	—	—
25	転換の範囲	—	—
26	転換の比率	—	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—	—
30	元本の削減に係る特約の有無	無	無
31	元本の削減が生じる場合	—	—
32	元本の削減が生じる範囲	—	—
33	元本回復特約の有無	—	—
34	その概要	—	—
34a	劣後性の手段	契約上の劣後	契約上の劣後
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段又はその他内部TLAC調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務	一般債務
36	非充足資本要件の有無	有	有
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項	実質破綻認定時損失吸収条項

	MUBK B2T2-B-7	MUBK B2T2-B-8	MUBK B2T2-B-9
1	発行者 三菱UFJ銀行	三菱UFJ銀行	三菱UFJ銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号 (ISIN) JP358920CAB5	JP358920AB12	JP358920BB11
3	準拠法 日本法	日本法	日本法
3a	その他外部TLAC 調達手段に係る外国法令に準拠する手段		
	規制上の取扱い		
4	2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2 資本に係る基礎項目の額	Tier2 資本に係る基礎項目の額
5	2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	非適格	非適格
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三菱UFJフィナンシャル・グループ 三菱UFJ銀行	三菱UFJフィナンシャル・グループ 三菱UFJ銀行
7	銘柄、名称又は種類	劣後債	劣後債
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額		
	連結自己資本比率	230 億円	170 億円
	単体自己資本比率	230 億円	170 億円
9	額面総額	230 億円	650 億円
10	表示される科目の区分		
	連結貸借対照表	負債	負債
	単体貸借対照表	負債	負債
11	発行日	2010年11月12日	2011年1月20日
12	償還期限の有無	有	有
13	その日付	2030年11月12日	2021年1月20日
14	償還等を可能とする特約の有無	無	無
15	初回償還可能日及びその償還金額	—	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	—	—
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—	—
	剰余金の配当又は利息の支払		
17	配当率又は利率の種別	固定	固定
18	配当率又は利率	2.280%	1.560%
19	配当等停止条項の有無	無	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無	無
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無	無
24	転換が生じる場合	—	—
25	転換の範囲	—	—
26	転換の比率	—	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—	—
30	元本の削減に係る特約の有無	無	無
31	元本の削減が生じる場合	—	—
32	元本の削減が生じる範囲	—	—
33	元本回復特約の有無	—	—
34	その概要	—	—
34a	劣後性の手段	契約上の劣後	契約上の劣後
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段又はその他内部TLAC調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務	一般債務
36	非充足資本要件の有無	有	有
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項	実質破綻認定時損失吸収条項

	MUBK B2T2-B-10	MUBK B2T2-B-11	MUBK B2T2-B-12
1	発行者 三菱UFJ銀行	三菱UFJ銀行	三菱UFJ銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号 (ISIN) JP358920CB10	JP358920AB61	JP358920BB60
3	準拠法 日本法	日本法	日本法
3a	その他外部TLAC 調達手段に係る外国法令に準拠する手段		
	規制上の取扱い		
4	2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2 資本に係る基礎項目の額	Tier2 資本に係る基礎項目の額
5	2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	非適格	非適格
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三菱UFJフィナンシャル・グループ 三菱UFJ銀行	三菱UFJフィナンシャル・グループ 三菱UFJ銀行
7	銘柄、名称又は種類	劣後債	劣後債
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額		
	連結自己資本比率	160 億円	169 億円
	単体自己資本比率	160 億円	169 億円
9	額面総額	160 億円	500 億円
10	表示される科目の区分		
	連結貸借対照表	負債	負債
	単体貸借対照表	負債	負債
11	発行日	2011年1月20日	2011年6月9日
12	償還期限の有無	有	有
13	その日付	2031年1月20日	2021年6月9日
14	償還等を可能とする特約の有無	無	無
15	初回償還可能日及びその償還金額	—	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	—	—
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—	—
	剰余金の配当又は利息の支払		
17	配当率又は利率の種別	固定	固定
18	配当率又は利率	2.460%	1.620%
19	配当等停止条項の有無	無	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無	無
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無	無
24	転換が生じる場合	—	—
25	転換の範囲	—	—
26	転換の比率	—	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—	—
30	元本の削減に係る特約の有無	無	無
31	元本の削減が生じる場合	—	—
32	元本の削減が生じる範囲	—	—
33	元本回復特約の有無	—	—
34	その概要	—	—
34a	劣後性の手段	契約上の劣後	契約上の劣後
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段又はその他内部TLAC調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務	一般債務
36	非充足資本要件の有無	有	有
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項	実質破綻認定時損失吸収条項

	MUBK B2T2-B-13	MUBK B2T2-B-14	MUBK B2T2-L-1
1	発行者 三菱UFJ銀行	三菱UFJ銀行	三菱UFJ銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号 (ISIN) JP358920CC19	JP358920AC52	—
3	準拠法 日本法	日本法	日本法
3a	その他外部TLAC 調達手段に係る外国法令に準拠する手段		
	規制上の取扱い		
4	2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2 資本に係る基礎項目の額	Tier2 資本に係る基礎項目の額
5	2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	非適格	非適格
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三菱UFJフィナンシャル・グループ 三菱UFJ銀行	三菱UFJフィナンシャル・グループ 三菱UFJ銀行
7	銘柄、名称又は種類	劣後債	永久劣後ローン
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額		
	連結自己資本比率	302 億円	30 億円
	単体自己資本比率	302 億円	30 億円
9	額面総額	650 億円	30 億円
10	表示される科目の区分		
	連結貸借対照表	負債	負債
	単体貸借対照表	負債	負債
11	発行日	2012年1月26日	2005年12月30日
12	償還期限の有無	有	無
13	その日付	2022年1月26日	—
14	償還等を可能とする特約の有無	無	有
15	初回償還可能日及びその償還金額	—	2020年12月30日：元本全額償還
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	—	税務事由：元本全額償還
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—	初回償還可能日以降の各利払日
	剰余金の配当又は利息の支払		
17	配当率又は利率の種別	固定	固定から変動
18	配当率又は利率	1.520%	*
19	配当等停止条項の有無	無	有
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし	部分裁量
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無	有
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無	有
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無	無
24	転換が生じる場合	—	—
25	転換の範囲	—	—
26	転換の比率	—	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—	—
30	元本の削減に係る特約の有無	無	無
31	元本の削減が生じる場合	—	—
32	元本の削減が生じる範囲	—	—
33	元本回復特約の有無	—	—
34	その概要	—	—
34a	劣後性の手段	契約上の劣後	契約上の劣後
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段又はその他内部TLAC調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務	期限付劣後債務
36	非充足資本要件の有無	有	有
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項	実質破綻認定時損失吸収条項

※後掲「ローン契約内容」ご参照

	MUBK B2T2-L-3	MUBK B2T2-L-4	MUBK B2T2-L-5
1	発行者 三菱UFJ銀行	三菱UFJ銀行	三菱UFJ銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号 (ISIN)	—	—
3	準拠法 日本法	日本法	日本法
3a	その他外部TLAC 調達手段に係る外国法令に準拠する手段		
	規制上の取扱い		
4	2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2 資本に係る基礎項目の額	Tier2 資本に係る基礎項目の額
5	2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	非適格	非適格
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三菱UFJフィナンシャル・グループ 三菱UFJ銀行	三菱UFJフィナンシャル・グループ 三菱UFJ銀行
7	銘柄、名称又は種類	劣後ローン	劣後ローン
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額		
	連結自己資本比率	100 億円	64 億円
	単体自己資本比率	100 億円	64 億円
9	額面総額	100 億円	100 億円
10	表示される科目の区分		
	連結貸借対照表	負債	負債
	単体貸借対照表	負債	負債
11	発行日	2010年9月28日	2010年12月27日
12	償還期限の有無	有	有
13	その日付	2025年9月29日	2022年12月27日
14	償還等を可能とする特約の有無	無	無
15	初回償還可能日及びその償還金額	—	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	—	—
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—	—
	剰余金の配当又は利息の支払		
17	配当率又は利率の種別	固定	固定
18	配当率又は利率	*	*
19	配当等停止条項の有無	無	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無	無
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無	無
24	転換が生じる場合	—	—
25	転換の範囲	—	—
26	転換の比率	—	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—	—
30	元本の削減に係る特約の有無	無	無
31	元本の削減が生じる場合	—	—
32	元本の削減が生じる範囲	—	—
33	元本回復特約の有無	—	—
34	その概要	—	—
34a	劣後性的手段	契約上の劣後	契約上の劣後
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段又はその他内部TLAC調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務	一般債務
36	非充足資本要件の有無	有	有
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項	実質破綻認定時損失吸収条項

※後掲「ローン契約内容」ご参照

※後掲「ローン契約内容」ご参照

※後掲「ローン契約内容」ご参照



	MUBK B2T2-L-6	MUBK B2T2-L-7	MUBK B2T2-L-8
1	発行者 三菱UFJ銀行	三菱UFJ銀行	三菱UFJ銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号 (ISIN)	—	—
3	準拠法 日本法	日本法	日本法
3a	その他外部TLAC 調達手段に係る外国法令に準拠する手段		
	規制上の取扱い		
4	2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2 資本に係る基礎項目の額	Tier2 資本に係る基礎項目の額
5	2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	非適格	非適格
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三菱UFJフィナンシャル・グループ 三菱UFJ銀行	三菱UFJフィナンシャル・グループ 三菱UFJ銀行
7	銘柄、名称又は種類	劣後ローン	劣後ローン
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額		
	連結自己資本比率	10 億円	15 億円
	単体自己資本比率	10 億円	15 億円
9	額面総額	15 億円	15 億円
10	表示される科目の区分		
	連結貸借対照表	負債	負債
	単体貸借対照表	負債	負債
11	発行日	2011年2月16日	2011年2月16日
12	償還期限の有無	有	有
13	その日付	2023年2月16日	2026年2月16日
14	償還等を可能とする特約の有無	無	無
15	初回償還可能日及びその償還金額	—	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	—	—
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—	—
	剰余金の配当又は利息の支払		
17	配当率又は利率の種別	固定	固定
18	配当率又は利率	*	*
19	配当等停止条項の有無	無	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無	無
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無	無
24	転換が生じる場合	—	—
25	転換の範囲	—	—
26	転換の比率	—	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—	—
30	元本の削減に係る特約の有無	無	無
31	元本の削減が生じる場合	—	—
32	元本の削減が生じる範囲	—	—
33	元本回復特約の有無	—	—
34	その概要	—	—
34a	劣後性的手段	契約上の劣後	契約上の劣後
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段又はその他内部TLAC調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務	一般債務
36	非充足資本要件の有無	有	有
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項	実質破綻認定時損失吸収条項

※後掲「ローン契約内容」ご参照

※後掲「ローン契約内容」ご参照

※後掲「ローン契約内容」ご参照

	MUBK B2T2-L-9	MUBK B2T2-L-10	MUBK B2T2-SPC-1
1	発行者	三菱UFJ銀行	三菱UFJ銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号 (ISIN)	—	—
3	準拠法	日本法	日本法
3a	その他外部TLAC 調達手段に係る外国法令に準拠する手段	—	—
	規制上の取扱い	—	—
4	2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2 資本に係る基礎項目の額	Tier2 資本に係る基礎項目の額
5	2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	非適格	非適格
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三菱UFJフィナンシャル・グループ 三菱UFJ銀行	三菱UFJフィナンシャル・グループ 三菱UFJ銀行
7	銘柄、名称又は種類	劣後ローン	劣後ローン
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	—	—
	連結自己資本比率	26 億円	44 億円
	単体自己資本比率	26 億円	44 億円
9	額面総額	30 億円	50 億円
10	表示される科目の区分	—	—
	連結貸借対照表	負債	負債
	単体貸借対照表	負債	負債
11	発行日	2012年1月30日	2012年3月28日
12	償還期限の有無	有	有
13	その日付	2024年1月30日	2024年3月28日
14	償還等を可能とする特約の有無	無	無
15	初回償還可能日及びその償還金額	—	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	—	—
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—	—
	剰余金の配当又は利息の支払	—	—
17	配当率又は利率の種別	固定	固定
18	配当率又は利率	*	*
19	配当等停止条項の有無	無	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無	無
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無	無
24	転換が生じる場合	—	—
25	転換の範囲	—	—
26	転換の比率	—	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—	—
30	元本の削減に係る特約の有無	無	無
31	元本の削減が生じる場合	—	—
32	元本の削減が生じる範囲	—	—
33	元本回復特約の有無	—	—
34	その概要	—	—
34a	劣後性的手段	契約上の劣後	契約上の劣後
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段又はその他内部TLAC調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務	一般債務
36	非充足資本要件の有無	有	有
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項	実質破綻認定時損失吸収条項

※後掲「ローン契約内容」ご参照

※後掲「ローン契約内容」ご参照

※HP掲載「MTNプログラム目論見書」ご参照

	MUBK B2T2-SPC-2	MUBK B2T2-SPC-3	MUBK B2T2-SPC-4
1	発行者	BTMU (Curacao) Holdings N.V.	BTMU (Curacao) Holdings N.V.
2	識別のために付された番号、記号その他の符号 (ISIN)	—	—
3	準拠法	英国法 他	英国法 他
3a	その他外部TLAC 調達手段に係る外国法令に準拠する手段		
	規制上の取扱い		
4	2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2 資本に係る基礎項目の額	Tier2 資本に係る基礎項目の額
5	2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	非適格	非適格
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三菱UFJフィナンシャル・グループ 三菱UFJ銀行	三菱UFJフィナンシャル・グループ 三菱UFJ銀行
7	銘柄、名称又は種類	SPC発行劣後債	SPC発行劣後債
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額		
	連結自己資本比率	100 億円	200 億円
	単体自己資本比率	100 億円	200 億円
9	額面総額	100 億円	200 億円
10	表示される科目の区分		
	連結貸借対照表	負債	負債
	単体貸借対照表	負債	負債
11	発行日	1998年12月14日	2005年3月14日
12	償還期限の有無	有	有
13	その日付	2028年12月15日	2035年3月14日
14	償還等を可能とする特約の有無	有	有
15	初回償還可能日及びその償還金額	—	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由：元本全額償還	税務事由：元本全額償還
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—	—
	剰余金の配当又は利息の支払		
17	配当率又は利率の種別	固定	固定
18	配当率又は利率	米ドル建金利 5.100%	2.750%
19	配当等停止条項の有無	無	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無	無
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無	無
24	転換が生じる場合	—	—
25	転換の範囲	—	—
26	転換の比率	—	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—	—
30	元本の削減に係る特約の有無	無	無
31	元本の削減が生じる場合	—	—
32	元本の削減が生じる範囲	—	—
33	元本回復特約の有無	—	—
34	その概要	—	—
34a	劣後性的手段	契約上の劣後	契約上の劣後
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段又はその他内部TLAC調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務	一般債務
36	非充足資本要件の有無	有	有
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項	実質破綻認定時損失吸収条項

※HP掲載「MTNプログラム目論見書」ご参照

※HP掲載「MTNプログラム目論見書」ご参照

※HP掲載「MTNプログラム目論見書」ご参照

	MUBK B2T2-SPC-5	MUBK B2T2-SPC-6	MUBK B2T2-TP-1
1	発行者	BTMU (Curacao) Holdings N.V.	BTMU (Curacao) Holdings N.V.
2	識別のために付された番号、記号その他の符号 (ISIN)	—	—
3	準拠法	英国法 他	英国法 他
3a	その他外部TLAC 調達手段に係る外国法令に準拠する手段	—	—
	規制上の取扱い	—	—
4	2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2 資本に係る基礎項目の額	Tier2 資本に係る基礎項目の額
5	2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	非適格	非適格
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三菱UFJフィナンシャル・グループ 三菱UFJ銀行	三菱UFJフィナンシャル・グループ 三菱UFJ銀行 MUFJ Americas Holdings Corporation
7	銘柄、名称又は種類	SPC発行劣後債	SPC発行劣後債
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	—	—
	連結自己資本比率	20 億円	11 億円
	単体自己資本比率	20 億円	11 億円
9	額面総額	20 億円	24 億円
10	表示される科目の区分	—	—
	連結貸借対照表	負債	負債
	単体貸借対照表	負債	—
11	発行日	2009年11月12日	2012年3月14日
12	償還期限の有無	有	有
13	その日付	2024年11月12日	2022年3月14日
14	償還等を可能とする特約の有無	有	有
15	初回償還可能日及びその償還金額	2019年11月12日：元本全額償還	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由：元本全額償還	税務事由：元本全額償還
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	初回償還可能日以降の各利払日	—
	剰余金の配当又は利息の支払	—	—
17	配当率又は利率の種別	固定から変動	固定
18	配当率又は利率	2.325%	1.500%
19	配当等停止条項の有無	無	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	有	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無	無
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無	無
24	転換が生じる場合	—	—
25	転換の範囲	—	—
26	転換の比率	—	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—	—
30	元本の削減に係る特約の有無	無	無
31	元本の削減が生じる場合	—	—
32	元本の削減が生じる範囲	—	—
33	元本回復特約の有無	—	—
34	その概要	—	—
34a	劣後性的手段	契約上の劣後	契約上の劣後
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段又はその他内部TLAC調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務	一般債務
36	非充足資本要件の有無	有	有
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項	実質破綻認定時損失吸収条項

※HP掲載「MTNプログラム目論見書」ご参照

※HP掲載「MTNプログラム目論見書」ご参照

※後掲「米国Trust Preferred 証券」ご参照

【配当率又は利率の記載がない明細の加重平均金利】

本ページでは、前掲の明細表において「配当率又は利率」欄に「\*」で示されている明細の加重平均金利を記載しております。

加重平均金利	1.913% (小数点第4位四捨五入)
--------	---------------------

【SPC（海外特別目的会社）が発行した優先出資証券の契約内容】

本ページでは、SPC（海外特別目的会社）が発行した優先出資証券について、前掲の明細表に記載のない主な契約内容を掲載しております。

・ケイマン諸島に設立されたSPCが発行した優先出資証券

一口当たり発行額	10百万円
配当支払日	毎年1月25日及び7月25日
配当停止条件	<p>強制停止事由</p> <p>清算事由、支払不能事由または規制事由<sup>(注)</sup>が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払われない</p> <p>配当制限または分配制限が適用される場合、配当は減額または停止される</p> <p>任意停止事由</p> <p>当行に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度中のいずれの日の株主名簿に記載された株主に対しても普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当行の選択により減額または停止される</p> <p>ただし、当該減額または支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする</p>
配当制限	当行の優先株式に対する配当が全額または一部支払われない場合には、本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される
分配制限	<p>(1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前に終了した当行の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)及び(b)を控除した金額を限度とする</p> <p>(a) 直前に終了した当行の事業年度末日の株主名簿に記載された当行の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当（ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く）</p> <p>(b) 同順位証券の配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当行の当該事業年度末以降にされたもの</p> <p>(2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と、（当該1月の配当支払日の前日の時点において）当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする</p>
残余財産分配請求権	優先出資証券の所有者は、当行の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求権を有する。なお、1口当たりの残余財産分配請求優先額は1口当たり発行価額と同額である

(注) 清算事由、支払不能事由または規制事由

清算事由：

(i) 日本法に基づき当行の清算手続が開始された場合、または(ii) 日本の管轄裁判所が、(a) 破産法に基づき当行の破産手続開始の決定を行った場合、若しくは(b) 会社更生法に基づき当行の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由：

当行について、(i) 破産法における支払不能が発生した場合、(ii) 当行の負債（基本的項目にかかる借入若しくは同様の債務を除く）が資産を超える状態が発生した場合、(iii) 日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由：

決算期末または半期末において関係法令に基づき計算される当行の各種の自己資本比率（国際統一基準）が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

【当行が組成した劣後ローンの契約内容】

本ページでは、当行が組成した劣後ローンについて前掲の明細表にない主な契約内容を記載しております。

• Tier2資本における永久劣後ローン

特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由の場合、当局の事前確認を受けた上で、元本全額償還可
劣後特約の概要	当行について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、または会社更生手続開始の決定がなされ、かつ会社更生手続が継続している場合、または民事再生手続開始の決定がなされ、かつ民事再生手続が継続している場合には、本借入に基づく元本及び利息の支払請求権の効力は、本劣後債務に基づく債権と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除くすべての債権が、その債権額につき全額の弁済を受けたときに発生する

• Tier2資本における劣後ローン

劣後特約の概要	当行について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、または会社更生手続開始の決定がなされ、かつ会社更生手続が継続している場合、または民事再生手続開始の決定がなされ、かつ民事再生手続が継続している場合、または日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれに準ずる手続が外国において行われる場合には、本借入に基づく元本及び利息の支払請求権の効力は、本劣後債務に基づく債権と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたときに発生する
---------	--



本ページでは、米国におけるTrust Preferred 証券について前掲の明細表にない主な契約内容を記載しております。

- Trust Preferred 証券に係るIndenture 抜粋  
(注記)

以下において、「the Company」とはTrust Preferred 証券の元利払いを最終的に担保することにより、当該証券による調達を自己資本比率に算入している銀行乃至銀行持株会社を指します。

(配当支払に関する特約)

So long as no Event of Default has occurred and is continuing, the Company shall have the right, from time to time, and without causing an Event of Default, to defer payments of interest on the security by extending the interest payment period on the security at any time and from time to time during the term of the security, for up to 20 consecutive quarterly periods (each such extended interest payment period, an “Extension Period”), during which Extension Period no interest (including additional interest) shall be due and payable (except any additional sums that may be due and payable). No Extension Period may end on a date other than an interest payment date. During an Extension Period, interest will continue to accrue on the security, and interest on such accrued interest will accrue at an annual rate equal to the interest rate in effect for such Extension Period, compounded quarterly from the date such interest would have been payable were it not for the Extension Period, to the extent permitted by law (such interest referred to herein as “Additional Interest”). At the end of any such Extension Period the Company shall pay all interest then accrued and unpaid on the security (together with Additional Interest thereon); provided, however, that no Extension Period may extend beyond the maturity date; provided further, however, that during any such Extension Period, the Company shall not and shall not permit any affiliate to (i) declare or pay any dividends or distributions on, or redeem, purchase, acquire, or make a liquidation payment with respect to, any of the Company’s or such affiliate’s capital stock (other than payments of dividends or distributions to the Company) or make any guarantee payments with respect to the foregoing or (ii) make any payment of principal of or interest or premium, if any, on or repay, repurchase or redeem any debt securities of the Company or any affiliate that rank pari passu in all respects with or junior in interest to the security (other than, with respect to clauses (i) or (ii) above, (a) repurchases, redemptions or other acquisitions of shares of capital stock of the Company in connection with any employment contract, benefit plan or other similar arrangement with or for the benefit of one or more employees, officers, directors or consultants, in connection with .... (以下省略)

“Event of Default,” wherever used herein, means any one of the following events (whatever the reason for such Event of Default and whether it shall be voluntary or involuntary or be effected by operation of law or pursuant to any judgment, decree or order of any court or any order, rule or regulation of any administrative or governmental body):

(a)  
the Company defaults in the payment of any interest upon any security, including any Additional Interest in respect thereof, following the nonpayment of any such interest for twenty or more consecutive distribution periods; or

(b)  
the Company defaults in the payment of all or any part of the principal of (or premium, if any, on) any security as and when the same shall become due and payable either at maturity, upon redemption, by declaration of acceleration or otherwise; or

(c)

the Company defaults in the performance of, or breaches, any of its covenants or agreements in this Indenture or in the terms of the security established as contemplated in this Indenture (other than a covenant or agreement a default in whose performance or whose breach is elsewhere in this section specifically dealt with), and continuance of such default or breach for a period of 60 days after there has been given, by registered or certified mail, to the Company by the trustee or to the Company and the trustee by the holders of at least 25% in aggregate principal amount of the outstanding security, a written notice specifying such default or breach and requiring it to be remedied and stating that such notice is a “Notice of Default” hereunder; or

(d)

a court of competent jurisdiction shall enter a decree or order for relief in respect of the Company in an involuntary case under any applicable bankruptcy, insolvency, reorganization or other similar law now or hereafter in effect, or appointing a receiver, liquidator, assignee, custodian, trustee, sequestrator (or similar official) of the Company or for any substantial part of its property, or ordering the winding-up or liquidation of its affairs and such decree or order shall remain unstayed and in effect for a period of 90 consecutive days; or

(e)

the Company shall commence a voluntary case under any applicable bankruptcy, insolvency, reorganization or other similar law now or hereafter in effect, shall consent to the entry of an order for relief in an involuntary case under any such law, or shall consent to the appointment of or taking possession by a receiver, liquidator, assignee, trustee, custodian, sequestrator (or other similar official) of the Company or of any substantial part of its property, or shall make any general assignment for the benefit of creditors, or shall fail generally to pay its debts as they become due; or

(f)

the trust shall have voluntarily or involuntarily liquidated, dissolved, wound-up its business or otherwise terminated its existence except in connection with (i) the distribution of the security to holders of such trust securities in liquidation of their interests in the trust, (ii) the redemption of all of the outstanding trust securities or (iii) certain mergers, consolidations or amalgamations, each as permitted by the declaration.

(劣後特約及び弁済の条件)

The payment by the Company of the principal of, and premium, if any, and interest on this security shall, to the extent and in the manner hereinafter set forth, be subordinated and junior in right of payment to the prior payment in full of all senior indebtedness of the Company, whether outstanding at the date of this Indenture or thereafter incurred.

In the event and during the continuation of any default by the Company in the payment of principal, premium, interest or any other payment due on any senior indebtedness of the Company following any grace period, or in the event that the maturity of any senior indebtedness of the Company has been accelerated because of a default and such acceleration has not been rescinded or canceled and such senior indebtedness has not been paid in full, then, in either case, no payment shall be made by the Company with respect to the principal (including redemption) of, or premium, if any, or interest on the security.

Upon any payment by the Company or distribution of assets of the Company of any kind or character, whether in cash, property or securities, to creditors upon any dissolution or winding-up or liquidation or reorganization of the Company, whether voluntary or involuntary or in bankruptcy, insolvency,

receivership or other proceedings, all amounts due upon all senior indebtedness of the Company shall first be paid in full, or payment thereof provided for in money in accordance with its terms, before any payment is made by the Company, on account of the principal (and premium, if any) or interest on the security. Upon any such dissolution or winding-up or liquidation or reorganization, any payment by the Company, or distribution of assets of the Company of any kind or character, whether in cash, property or securities, to which the security holders or the trustee would be entitled to receive from the Company, except for the provisions of this Article, shall be paid by the Company, or by any receiver, trustee in bankruptcy, liquidating trustee, agent or other person making such payment or distribution, or by the security holders or by the trustee under this Indenture if received by them or it, directly to the holders of senior indebtedness (pro rata to such holders on the basis of the respective amounts of senior indebtedness held by such holders, as calculated by the Company) or their representative or representatives, or to the trustee or trustees under any indenture pursuant to which any instruments evidencing such senior indebtedness may have been issued, as their respective interests may appear, to the extent necessary to pay such senior indebtedness in full, in money or money's worth, after giving effect to any concurrent payment or distribution to or for the holders of such senior indebtedness, before any payment or distribution is made to the security holders or to the trustee.

In the event that, notwithstanding the foregoing, any payment or distribution of assets of the Company of any kind or character, whether in cash, property or securities, prohibited by the foregoing, shall be received by the trustee before all senior indebtedness is paid in full, or provision is made for such payment in money in accordance with its terms, such payment or distribution shall be held in trust for the benefit of and shall be paid over or delivered to the holders of such senior indebtedness or their representative or representatives, or to the trustee or trustees under any indenture pursuant to which any instruments evidencing such senior indebtedness may have been issued, as their respective interests may appear, as calculated by the Company, for application to the payment of all senior indebtedness, remaining unpaid to the extent necessary to pay such senior indebtedness in full in money in accordance with its terms, after giving effect to any concurrent payment or distribution to or for the benefit of the holders of such senior indebtedness.